山形県公司

平成28年4月26日(火) 第2742号

毎週火·金曜日発行

目	次
---	---

	告	示			
○指定居宅介護支援事業者の指	定に係る事業の廃止		(庄内総合支庁地域(呆健福祉課)…5	559
○土地改良区の定款変更の認可			(村山総合支庁原	農村計画課)…	同
○農林水産大臣の指定に係る保	安林予定森林の通知		(۶	木業振興課)…5	560
○土砂災害警戒区域の指定			············(砂防・	災害対策課) …	同
○同			(同) …5	561
○土砂災害特別警戒区域の指定			(同) …	同
○同			(同) …5	562
○開発行為に関する工事の完了			(置賜総合)	支庁建築課)…	同
○県証紙売りさばき人の変更…			····· (/	会 計 局) …5	563
○山形県指定金融機関等県公金	取扱規程の一部を改正す	- る規程	(同) …	同
	公	告			
○大規模小売店舗の変更の届出			(商業・県)	全品振興課)···5	564
				司) …5	
			` '	, ,	
	告	示			
形県告示第482号 介護保険法(平成9年法律第12 る旨の届出があった。 平成28年4月26日	3号)第82条第2項の規	定により、指定居	号宅介護支援事業者 <i>於</i>	いら次のとおり阝	廃止
		山形県知事	吉村	美 栄 子	
指定居宅介護支援事業者の	事業所の名称及	び所在地	サービスの種類	廃止年月日	

名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社豊栄商事	ケアプランセンターこまぎ 鶴岡市日枝字小真木原88番1	居宅介護支援	平成28. 3.20

山形県告示第483号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可し

平成28年4月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 土地改良区の名称 村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地 村山市大字大久保甲610番地の2
- 3 認可年月日 平成28年4月13日

山形県告示第484号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 保安林予定森林の所在場所

酒田市田沢字鍋倉1-5、1-11、1-14、1-24、1-29、1-32、1-37、1-85から1-88まで、1-91、1-93から1-98まで、1-101から1-105まで、1-108から1-116まで、1-118、1-119、1-121から1-123まで、1-125から1-131まで、1-133、1-137、1-138、1-164、1-166、1-168、66-2、67、70、71、75、76、76-1 、76-2 、77、77-1 、77-2 、78 、78-1 、79 、80 、80-1 、80-2 、81 から84まで、87 、88 、88-1 、88-2 、89 、89-1 、91-1 、93 、93-1 、94-1 、95 、95-1 から95-4 まで、98 、99 、99-1 、99-2 、103 、112 、113

- 2 保安林指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字鍋倉1-137、93-1、94-1、95、95-1から95-4まで
 - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第485号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
下荻野戸沢 1	別紙図面のとおり	土石流
下荻野戸沢 2	別紙図面のとおり	土石流
下荻野戸沢3	別紙図面のとおり	土石流
要害沢 2	別紙図面のとおり	土石流
鴫の谷地一3	別紙図面のとおり	地滑り
鴫の谷地ー4	別紙図面のとおり	地滑り
小倉-1	別紙図面のとおり	地滑り

小倉-5	別紙図面のとおり	地滑り
鴫の谷地-2	別紙図面のとおり	地滑り
金瓶	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

山形県告示第486号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
三度川	別紙図面のとおり	土石流
二度川	別紙図面のとおり	土石流
一度川	別紙図面のとおり	土石流
酉乍川	別紙図面のとおり	土石流
上ノ代沢-1	別紙図面のとおり	土石流
上ノ代沢-2	別紙図面のとおり	土石流
上ノ代沢-3	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

山形県告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年4月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
下荻野戸沢 1	別紙図面のとおり	土石流
下荻野戸沢 2	別紙図面のとおり	土石流
要害沢 2	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

山形県告示第488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
三度川	別紙図面のとおり	土石流
二度川	別紙図面のとおり	土石流
一度川	別紙図面のとおり	土石流
酢川	別紙図面のとおり	土石流
上ノ代沢-1	別紙図面のとおり	土石流
上ノ代沢-2	別紙図面のとおり	土石流
上ノ代沢ー3	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

山形県告示第489号

次の開発行為は、完了した。

平成28年4月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 許可番号

平成27年12月22日 指令置総建第45号

2 開発工区に含まれる地域の名称

第2工区

東置賜郡高畠町大字相森字村南544-12、506-1、506-2、506-3、506-4、547-3、548-2、562-2の一部、555-2の一部、560の一部、545-13、546-1、546-4、548-4、549-1の一部、549-2の一部、550の一部、551-4の一部、591-2の一部、545-15、546-3、547-2、548-3、477-17、546-5、544-14、559の一部、大字泉岡字五輪前818-2、819-1、819-3、846-1の一部、846-4、787-3の一部、788-3の一部、806、844-3の一部、844-6、848-1、803-5の一部、803-2、803-3、803-4、788-4の一部、848-37の一部、848-38、848-39、848-29、848-40、848-41、790-3の一部、804-1、804-2、804-3、804-4、804-5、804-6、805、816-2、818-1、840-2、841-1、844-1、844-4、844-5、845-1、845-2、845-3、845-4、848-21、807、808、809の一部、810の一部、813、817-1、817-2、843-1、843-2、843-4、843-3、844-2、848-2の一部、802-8の一部、802-6の一部、802-3の一部、802-4、848-34の一部、793-5の一部、793-2、848-35の一部、848-51の一部、848-48

の一部、大字一本柳字堂ノ前1689-51の一部、1689-35の一部、1689-38の一部、1689-45の一部、1689-49、1689-10の一部、1689-48の一部、1689-47の一部、1689-60

第4 丁区

東置賜郡高畠町大字泉岡字五輪前848-33、848-53、848-19、848-20、848-22の一部、848-23の一部、848-24の一部、848-25の一部、848-26の一部、848-30の一部、803-1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東置賜郡高畠町大字高畠436番地

高畠町長 寒河江 信

山形県告示第490号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第14条第1項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

平成28年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りる	ばき人	売りさばき所の所在地	承認年月日	
変更前	変更後	元り さはさ 州の州仕地	承部平月日	
猪口和夫	猪口 俊博	米沢市花沢町一丁目5番24号	平成28. 4.18	

山形県告示第491号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

					_
"	尾花沢支店	尾花沢市中町2番56号	"	尾花沢支店	
"	東根支店	東根市四ツ家一丁目8 番20号	11	東根支店	
11	神町支店	″ 神町中央二丁目 9番10号	"	II	
"	東根温泉支 店	# 温泉町一丁目 6 番 2 号	"	IJ	を
"	谷地支店	西村山郡河北町谷地甲 162番地の1	"	谷地支店	
II	新庄支店	新庄市小田島町5番49 号	"	新庄支店	
"	天童支店	天童市乱川二丁目4番 6号	"	天童支店	

別表第5中

新庄支店 新庄市小田島町5番49 " 新庄支店 天童支店 天童市乱川二丁目4番 | " 天童支店 6号 〃 南小畑三丁目1 天童西支店 番3号 東根支店 東根市四ツ家一丁目8 | 〃 東根支店 番20号 ッ 神町中央二丁目 ッ 神町支店 9番10号 番2号 店 尾花沢支店 尾花沢市中町2番56号 " 尾花沢支店 谷地支店 西村山郡河北町谷地甲 " 谷地支店 162番地の1

に改める。

附則

この規程は、平成28年5月9日から施行する。

公	生
T.	

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄 市役所において平成28年8月26日まで縦覧に供する。

平成28年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 新庄ショッピングセンター 新庄市五日町字清水川1291番 2 外
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏症	名
マックスバリ 社	ュ東北株式会	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号		内	田	和	明
株式会社	せ キ ン グ	東根市温泉町一丁目2番18号		猪	股	栄	子

株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢	野	博	丈
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴	羽		順
株式会社ハムシステム庄内	酒田市両羽町6番4号	佐	藤	公	俊
株式会社コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2号	湖	中	謙	介
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊	藤	芳	明
有限会社プロード	村山市楯岡笛田一丁目15番29号	高	橋	_	則

(変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
マックスバリュ東北株社	式会	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号		内	田	和	明
DCMホーマック株式	会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目	11番1号	石	黒	靖	規
株式会社大創	産 業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14	4号	矢	野	博	丈
株式会社ツル	レハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目	1番21号	鶴	羽		順
株式会社ハムシステム	庄内	酒田市両羽町6番4号		佐	藤	公	俊
株式会社コナ	トカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	号	湖	中	謙	介
株式会社エイアンド	シー	山形市西田五丁目26番1号		伊	藤	芳	明
有限会社プロー	ード	村山市楯岡笛田一丁目15番29号		高	橋	-	則

- 3 変更年月日 平成28年4月11日
- 4 届出年月日 平成28年4月11日
- 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年8月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄 市役所において平成28年8月26日まで縦覧に供する。

平成28年4月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新庄ショッピングセンター

新庄市五日町字清水川1291番2外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 代表取締役 内田和明
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - イ 荷さばき施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

ロ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 166.5立方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 167立方メートル (位置については縦覧に供する図面のとおり)

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開店時刻	閉 店 時 刻				
マックスバリュ東北株式会社	終日営業					
DCMホーマック株式会社	午前 8 時30分 午後 7 時30					
株式会社大創産業	午前10時	午後8時				
株式会社ツルハ	午前7時	翌日の午前 0 時				
株式会社ハムシステム庄内	午前9時	午後10時				
株式会社コナカ	午前10時	午後8時				
株式会社エイアンドシー	午前10時	午後7時				
有限会社プロード	午前10時	午後 9 時				

(変更後)

小	売	業	を	行	う	者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻
マックスバリュ東北株式会社						終日営業								
DCMホーマック株式会社						午前8時30分 午後9時								

株式会社大創産業	午前10時	午後8時
株式会社ツルハ	午前7時	翌日の午前0時
株式会社ハムシステム庄内	午前9時	午後10時
株式会社コナカ	午前10時	午後8時
株式会社エイアンドシー	午前10時	午後7時
有限会社プロード	午前10時	午後9時

- ロ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前)午前6時から午後9時まで (変更後)午前6時から午後10時まで
- 4 変更年月日

平成28年4月28日

- 5 届出年月日 平成28年4月11日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年8月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成28年4月26日印刷発行所山形県平成28年4月26日発行発行人山形県

